

## IASB、公開草案「開示イニシアティブ（IAS第1号の改訂案）」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は、2014年3月25日、公開草案（ED/2014/1）「開示イニシアティブ（IAS第1号の改訂案）」を公表した。本公開草案は、IAS第1号「財務諸表の表示」における重要性、表示すべき情報、注記及び会計方針の開示、並びに持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益の項目の表示に関する改訂を提案している。

本公開草案に対するコメント期限は2014年7月23日である。

### 【提案の背景】

2011年のIASBのアジェンダ協議において、IASBは、既存の基準書の開示要求事項の見直し及び開示フレームワークの開発が必要であるというコメントを受領した<sup>1</sup>。

IASBは、現在、「財務報告に係る概念フレームワーク」の改訂の一環として、表示及び開示を検討しており、この概念フレームワーク・プロジェクトの作業を補完するため、2013年10月に開示イニシアティブを発足させた。開示イニシアティブは複数の短期・中期のプロジェクトから構成され、既存の基準書における表示及び開示の原則・規定の改善方法を調査する活動が続けられている。

本公開草案は、開示イニシアティブの短期プロジェクトの最初の成果として公表されたものである。

また、本公開草案には、IAS第1号の改訂の提案の時期が重なったため、持分法を適用する関連会社及び共同支配企業から生じるその他の包括利益の持分相当額の項目の表示の取扱いを明確化する提案も含まれている。これは、IFRS解釈指針委員会に寄せられた要請に基づいて検討が行われてきたものである。

<sup>1</sup> 詳細は、[あずさアカウンティングニュース「IASB、アジェンダ協議に関するフィードバック文書を公表」](#)を参照

## 【公開草案の内容】

改訂項目	改訂案の概要
<b>開示イニシアティブ</b>	<p><b>重要性</b></p> <p><b>背景</b></p> <p>IAS第1号第29項－第31項は、重要性がある分類、項目を区分表示することを求める一方、情報に重要性がない場合に、IFRSで要求されている具体的な開示は求められない旨を定めている。これに関連して、以前から表示及び開示について、重要性の概念が適切に適用されていないという懸念が指摘されており、その要因のひとつとして、IFRSの重要性に係る指針が明確でないことが挙げられていた。</p> <p><b>改訂案</b></p> <p>本公開草案は、重要性について、次の事項を強調する改訂を提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 有用な情報が明瞭に表示または開示されなくなるような方法によって、情報を集約または分解してはならない。</li> <li>■ 重要性に係る要求事項は、当期純利益及びその他の包括利益計算書、財政状態計算書、キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書並びに注記について適用される。</li> <li>■ 基準書が特定の開示を求めている場合、開示される情報について、重要であるか否か、その結果としてその情報の表示または開示が必要であるか否かについて評価しなければならない。</li> </ul>
<b>表示すべき情報</b>	<p><b>背景</b></p> <p>IAS第1号第54項及び第82項は、財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書において、少なくとも表示しなければならない項目を定めている。それらの規定を規範的なものと解釈し、ここで表示すべきとされる項目を分解して表示することはできないと解釈する関係者がいることを、IASBは把握した。</p> <p>また、IAS第1号第55項及び第85項はそれぞれ、財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書における、追加的な表示科目、見出し及び小計の表示について定めている。それらの規定に基づいて、IAS第1号第54項及び第82項で規定される表示項目に追加して小計を表示することにより、誤解を与えること、必要以上に目立ってしまうことを懸念する関係者がいることを、IASBは把握した。</p> <p><b>改訂案</b></p> <p>本公開草案は、財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書の表示に係る要求事項を改訂する次の提案を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書の項目の表示に係る要求事項は、特定されている項目について重要性がない場合にまで個別に表示することを求めていたのではないことを明確化する。</li> <li>■ 財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書の項目の表示に係る要求事項は、例えば、有形固定資産を建物、工場及び設備に区分して表示するといったように、特定されている項目をさらに分解することによっても満たされることを明確化する。</li> <li>■ 財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書に小計を表示する場合に従うべき次の事項を明記する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) IFRSに従って認識、測定された項目から構成する。</li> <li>(b) どのような項目から構成されているか理解可能な方法で表示、明記する。</li> <li>(c) 各期間で一貫した方法を採用する。</li> <li>(d) IAS第1号で規定されている小計や合計よりも目立つような表示を行わない。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、IASBは、IFRSに基づかない小計(例:EBIT、EBITDA)の表示を奨励するような提案は行っていない。</p>

改訂項目	改訂案の概要
注記	<p><b>背景</b></p> <p>IAS第1号第112項－第116項は、注記の構成について定めており、IAS第1号第114項は、「企業は、通常、注記を次の順序で記載する」として、注記する項目の記載順序を示している。IAS第1号第114項において「通常」と定められていることによって、規定されている順序に従わずに、重要性に従った記載順で開示することや関連する情報をまとめて開示することは容易ではないと考えている関係者がいることを、IASBは把握した。</p> <p><b>改訂案</b></p> <p>本公開草案は、注記の構成に係る要求事項を改訂する次の提案を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 注記の体系的な順序を決定する際に、財務諸表の理解可能性及び比較可能性を考慮すべきことを強調する。</li> <li>■ 注記の体系的な順序については、柔軟性が認められること、IAS第1号第114項に列挙されている順序である必要はないことを明示する。</li> </ul>
会計方針の開示	<p><b>背景</b></p> <p>IAS第1号第120項は、企業の営業活動の特徴及び同業種の企業であれば開示するであろうと財務諸表の利用者が期待する会計方針を考慮して開示すべき会計方針を識別すべきであるとしており、例示として、法人所得税が課される企業には法人所得税に関する会計方針(繰延税金負債及び資産に適用されるものを含む)の開示が期待されると規定している。これに対して、法人所得税の負担は、多くの企業にとっては、その営業活動で生じるものであり、企業特有のものである可能性は低いため、IAS第1号第120項の法人所得税に関する例示からは、企業の営業活動の特徴から法人所得税に関する会計方針が開示されることを財務諸表の利用者が期待する理由が明確でないと考える関係者がいることを、IASBは把握した。</p> <p><b>改訂案</b></p> <p>本公開草案は、IAS第1号第120項の規定を削除することを提案している。</p> <p>なお、IASBは、重要な会計方針については、開示イニシアティブの重要性プロジェクトの一環で、2014年第2四半期から検討を開始する予定である。</p>
持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益の項目の表示	
	<p><b>背景</b></p> <p>2011年6月に公表されたIAS第1号の改訂「その他の包括利益の項目の表示」<sup>2</sup>により、その他の包括利益の内訳項目について、その後にリサイクルされるものとリサイクルされないものとを区分して表示することになった(IAS第1号第82A項)。その中で、持分法を適用する関連会社及び共同支配企業から生じるその他の包括利益の持分相当額について、性質別に個別に表示すべきか、または集約して単一の項目で表示すべきかを明確化する要望がIFRS解釈指針委員会に寄せられた。</p> <p><b>改訂案</b></p> <p>本公開草案は、IAS第1号第82A項を改訂し、持分法を適用する関連会社及び共同支配企業から生じるその他の包括利益の持分相当額を、当期純利益にリサイクルされる項目とリサイクルされない項目とを区分して、単一の項目として集約表示する(その内訳を性質別に区分にして個別に表示しない)ことを提案している。</p>

<sup>2</sup> 詳細は、あずさアカウンティングニュース「IASB、その他の包括利益(OCI)の表示に関する改訂基準書を公表」を参照

## 【適用日】

本公開草案は適用時期を提案していないが、早期適用を認めることが提案されている（早期適用する場合にはその旨を開示することが提案されている）。

---

### 編集・発行

#### 有限責任 あづさ監査法人

#### IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.